

1. 議事日程（第22日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第76号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 議案第77号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第78号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第79号 上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第80号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第93号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 議案第81号 上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第82号 上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第83号 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について
- (4) 議案第84号 上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第95号 指定管理者の指定について
- (6) 陳情第11号 上天草港湾施設の係船環設置の陳情について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第85号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 陳情第10号 意見書の提出についての陳情

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第86号 令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）
- (2) 議案第87号 令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計

(事業勘定) 補正予算 (第2号)

- (3) 議案第88号 令和元年度(平成31年度)上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第89号 令和元年度(平成31年度)上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第90号 令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第91号 令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第92号 令和元年度(平成31年度)上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)
- (8) 議案第94号 令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計補正予算(第5号)

日程第 5 発議第9号 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源措置に関する意見書の提出について

日程第 6 議員派遣の件について

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博		
1番 木下 文宣	2番 何川 誠	3番 嶋元 秀司
4番 田中 辰夫	5番 何川 雅彦	6番 宮下 昌子
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司
10番 田中 万里	11番 北垣 潮	12番 島田 光久
13番 津留 和子	14番 桑原 千知	15番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠				
教	育	長	高倉 利孝	総	務	企	画	部	長	和田 好正

市民生活部長	宇藤 竜一	建設部長	小西 裕彰
経済振興部長	井手口隆光	教育部長	山下 正
健康福祉部長	坂田 結二	上天草総合病院事業管理者	蓮尾 友伸
上天草総合病院事務長	尾崎 忠男	総務課長	濱崎 裕慈
財政課長	迫本潤一郎	会計管理者	鬼塚佐栄子
水道局長	山本 一洋	企画政策課長	永田 健吾

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長補佐	山川 康興
主幹	倉橋 大樹	主事	竹川 知佐

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。12月13日に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

12月13日に議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議員発議1件です。提出されました発議第9号、教職員定数の改善及び義務教育に関する確実な財源措置に関する意見書の提出については、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。

御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） それではお諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第76号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、ほ

か5件を議題といたします。総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。
総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、去る12月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第76号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、育休は男性職員も取得できるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、対象となる子が3歳に達する日までの間であれば、性別を問わず適応される。また、これまで男性職員が取得した実績はないと答弁がありました。

また、委員から、会計年度任用職員は年度ごとの任用となるが、その場合はどうなるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、会計年度任用職員においては、年度ごとの更新となるが、育児休業を取得する直前に1年間引き続き在職していること。子供が1歳6カ月に達成する日までに任期が満了することが明らかでないことなどの要件を満たせば取得できるので、基本的に育児休業の請求があった場合は認めることとなると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、特定幹部職員とは、どのような職員を指すのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、部長級の職員であると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部から、報告事項として、熊本県立大学との包括連携協定調印について及び上天草市立斎場改修工事の進捗状況について報告がありました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただき

ますようお願い申し上げます。

なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定したこともあわせて御報告をいたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、総務常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

○議長（園田 一博君） 議案第76号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第77号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第78号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第79号、上天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第80号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第81号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、ほか5件を議題といたします。経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） おはようございます。

経済建設常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、去る12月10日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第81号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第82号、上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてでございますが、委員から、加工品開発研究センターの施設の設置目的はと質疑がありました。これに対し、執行部から、施設の設置目的は、条例にも規定されているが、上天草市で算出されるさまざまな一次産品を活用し、地元商工業界等と連携し新しい加工品等の商品開発を行い、優良な商品等については、独自ブランド認証を付与するなど、本市オリジナルブランド商品として、積極的に販売を促進していく拠点を整備することにより、農林水産業者の所得の向上及び就業機会の確保を目指すことが目的であると答弁がありまし

た。

また、委員から、さんぱーるとはどのような協議を行ったのか。また、研修会議室を設置することで、見込まれる効果はと質疑がありました。これに対し、執行部から、加工品開発センターを、どのように有効活用していくかということについて協議を行った。現在の加工品開発センターには、試作はできるが、研修や試食会等を行う場所がないこと、施設利用率が50%程度にとどまっていること、一方、さんぱーるでは、商品の仕分け作業や一時保管など、店頭に出すまでのバックヤードが不足していることから、加工品開発センターの空きスペースを研修会議室という多目的なスペースをつくることによって、施設の有効活用ができると判断したものと答弁がありました。

また、委員から、加工室を残すのであれば、条例は残すべきではと質疑がありました。これに対し、執行部から、施設を有効活用するという考えでの判断であり、施設の条例はなくなるが、決して加工品開発センターの機能をなくすものではない。また、さんぱーるの施設条例には、農林水産物の販売拡大という目的があり、その目的の中で、加工品開発センターの目的も達成されるべきものと考えている。あわせて、指定管理者制度の活用において、一つの条例のほうが運用しやすいということも踏まえ判断したところ。施設の運営に関しては、指定管理という形でさんぱーるへ委託するが、加工品開発事業に関しては、引き続き、ブランド推進協議会で今後も推進していくこととしていると答弁がありました。

また、委員から、研修会議室を設置することによって、維持管理費は変化するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、施設の維持管理費に変更はないと考える。また、光熱水費についても、利用がふえれば当然上がっていくが、現在は50%程度の稼働率しかないため、二つの部屋を一つにしても変わらないと考える。しかし、施設の管理は、今の指定管理業務の中に含むことになり、かかる費用は指定管理者に負担していただくことになるため、市の財政的負担は軽くなることになると答弁がありました。

また、委員から、加工開発という部分をそのまま残すことは、出てきている芽をつむようなことにならず、すごくいいなと思っている。ブランド推進室に関しては、一定の成果を上げていると思う。そういったことから、加工場は残しつつ、施設を指定管理に出すための条例改正ということで理解はしている。しかし、執行部の進め方として、前回の9月議会において、以前の議会で紛糾している事例や、事業内容の転換などに関しては、事前に委員会へ話をしてほしいと配慮をお願いしていたところだが、今回に関しても、情報の共有化がなされていなかった。議員は、あくまでも市民の代表であるため、やはりそのあたりも配慮されて深く立場を変えて見ていただきたいと意見がありました。これに対し、執行部から、その点に関しては、議会に対する配慮が欠けていたことは否めないため、おわび申し上げます。今後は、議員の皆様の知恵をお借りしながら、よりよい運営に努めていきたいと答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号、上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

でございますが、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号、指定管理者の指定についてでございますが、委員から、当該候補者の選定理由は。また、当該候補者が指定管理を行った前例はあるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、選定理由としては、ホームページにも公表しているが、選定委員会の採点結果として、株式会社三勢祐和會共同体が合計で344点、株式会社マリーゴールドホールディングスが合計で371点という結果であり、この結果に基づき、候補者を選定したところ。また、当該候補者は公共施設の指定管理の実績はない。しかし、今回は、観光客を呼び込みたいという仕様書の内容もあり、当該候補者からは、集客施設運営については十分な実績があると説明を受けたと答弁がありました。

また、委員から、リスク管理については、どう考えるかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在の指定管理者からの引き継ぎについては、協定の中でも十分行っていたとととしている。市でも責任を持って指導していくと答弁がありました。

また、委員から、隣接するビジターセンターと松島展望休憩所の指定管理者が別であることは危惧しているが、今後は、一生懸命努力されて、お互いに競い合っていただき、よい方に進んでいけばと思うと意見がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第11号、上天草港湾施設の係船環設置の陳情についてでございますが、現地の状況等を確認するため、現地踏査を行いました。委員から、執行部の考えはと質疑がありました。これに対し、執行部から、港湾施設は、物揚場や浮棧橋などの係留施設と、防波堤や護岸、堤防などの外郭施設に分けられる。この防波堤については、外郭施設ということで、港内の静穏度を確保し、強風や波浪の影響から、物揚場や浮棧橋などの係留施設を防護する目的であるということ、また、船舶の係留に伴う牽引力を考慮されていないということで、係船環の設置は困難と考えると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、執行部から、報告事項として、港湾管理一般事務事業に係る予備費充用について、林道維持補修事業に係る予備費充用について、天草ジオパークの日本ジオパークネットワークからの脱退について報告がございました。

次に、その他の事項として、委員から、過去の議会でどのような議論がなされたかなど、執行部と議会の共通認識を持つことが必要とされている中、タブレットを活用することで利便性が高まると思う。議会と行政が両輪というのであれば、足並みを揃えるべきであり、たまたま議会が先にタブレットを導入しているが、認識を高めあうところに関しては、非常に便利なツールだと思う。執行部の部課長の分だけでも、タブレットの導入予算を来年度当初予算に組み込んで欲しいと意見がありました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同く

でございますようお願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 何点か、確認のためお尋ねいたします。

議案第83号、上天草市農林水産直売・食材供給施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。この条例の改正は、加工室の条例の一部をさんば一るに、研修室と加工室をさんば一るの条例に追加するための改正条例でありますけど、先ほど、委員長が申されたのは、結局、修正ばされたというくだりがあったんですけど、さんば一るの関係者だけしか加工室とか研修室を使えないというような本会議の答弁を修正して、一般も使えるという修正されたという発表があったんですけど。

今回ですね、この加工施設の条例は全部廃止するわけでしょ。そしたら、例えば、市長が認めたらいいとか、そういうの付属として規則かなんかでしっかりうたいこんどかんば、わたしはおかしくなるかなと思うんですよ。その辺の議論はあったかと、それと、加工室を使った場合ですね。冷蔵庫使用も、今の加工室の条例じゃ使えるようになってとですよ。その辺の詰めとかですね。だから、この条例自体ばある程度コンパクトにして、規則かなんかでつくる必要があると思うけど、そういう議論はなかったのか。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 島田議員の、まず一つ目の質疑でございますけれども、中に盛り込まれていましたように、執行部からの訂正がございました。委員会の中でも、私たちに報告があった時点で、機能は維持してくださいということを、執行部のほうにもしっかりと申し上げております。そういった中で、当初は、さんば一るが管理されることで、さんば一るのほう優先してという答弁だったと思いますけれども、使用の基準になるものは、加工を主体にする機能を残すということは、当然そこに関するものが優先はされますけれども、そのほかの部分であれば、一般の市民の皆さんも使用できるというような内容だと思います。

と、あと一つのことについては、何だったですか。

○12番（島田 光久君） 条例を市長が認めたらだったでしょ。条例におとしかんてよかつかなということ。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） その件については、委員会の中でもありましたけれども、さんば一るの指定管理者の中の条例に、農林水産物加工についての販売促進とか、そういったところもしっかりうたっているんで、十分その中で賄えるものだと理解するというような答弁だったと思います。

○議長（園田 一博君） ほかに。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 確かにね、さんば一るのほうのほうをちょっと見てないかわからないんですけど、やはり加工開発の機能を残すんだったら、この加工研修室の条例立派にできております。だから、もうちょっとそれを取り込んで規則かなんかで、しっかり私ほうたう必要があると思うんですけど、その辺は今後もせんとでしようね。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） その辺の議論については、深く委員会の中ではなかったと思います。

○議長（園田 一博君） ほかに。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） だったら、執行部がしっかりさんば一ると協議されて、一般の人が使った場合の規則も、しっかりやはり規則か何かでうたいこむように、ぜひしてもらいたいと思います。これで終わります。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） はい、私もその今の件ですけれども、一般の方も市民であれば、どなたでも利用できるということで、それは書いてありましたので、条例に。前の条例に。だから、それは当然だなということで、そういう答弁があったということでよかったです。

この加工室を研修室に改修するというので、その理由ですけれども、今、委員長が報告された中で、現在の加工開発センターには、試作はできるが、研修や飲食会などを行う場所がないからということで、その研修室を広げるということの理由になるわけですけれども、商品の仕分け作業や一時保管など、店頭に出すまでのバックヤードが不足していることということなんですけれども、心配したのは、その研修室が、例えば、どういう言い方していいのかわかりませんが、倉庫がわりにならないように、きちんとどなたが来ても研修室として利用できるようになった状態でないといけないと思いますので、その辺のことを、きちっとブランド推進室がこれからもかかわっていくんだとは思いますが、その辺のことをきちんとしてかないといけないと思うんですけど、その辺については何かあったんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） その辺のところは、委員会の中でも非常に危惧するところでございまして、まず、最初に説明があった時点で、私のほうからも、執行部のほうには、管理が行き届かず倉庫がわりとか、何か野積み状態になるようなことだけは絶対にしないでおってくれというようなことは、もう委員会前にも担当課とは協議というか、話し合いはしております。その辺も、しっかり約束はいただいているものと、私は思っております。委員会においては、その辺の話については、さんば一るの方に資するもの、それから、現状の加工場の機能を継続することに資するもの、両方の利用する利用価値を上げるために、そういった協議

がなされたというようなことだったので、そういうくらいの委員会の中での議論だったと思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。そこが一番心配するところです。それと、改めてもう一度、その条例を、さんば一るのやつと、それと加工場の分と、条例をもう一度ちょっと見直してみたいんですけども、質疑の折に気づかなかったことがありますして、一つは、燃料でガス器具の使用料が600円今まではとってあったんですけど、それをもうとらないということで、それも含めた分の加工室使用料ということになっているというふうに思いましたので、その点では、利用者にとっては、いいのかなというふうに思います。それと、もう一つ確認ですけど、加工場の条例にはですね、市が直営でしたので、土日はあいてなかったんですよ。当初、これができるときに、土日もしたらどうかという意見を私は言ったと思うんですけど、それはできなかったの土日は閉まってたんですよ。それで、今回さんば一るにということになると、土日も利用できるということになると思うんですけど、その辺は確認できてるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 委員会の中では、そういったところまでの確認はございませんでしたけれども、答弁の内容で、加工場の条例を廃止して、それから、さんば一るの指定管理のほうの条例で対応するとありますので、多分、そっちのほうで対応できるということは、さんば一るの基準に従うんじゃないかなと、私は、私的なあれですいませんけれども、そういうふうに理解しているところです。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。これからブランド推進室がかかわっていかれるので、これまで利用されたようなその加工品の開発に関することが、少しでも低下しないように、本来ならば、より一層のほかの市民の方たちが利用できるようにしていかなければならないと思いますので、その辺も含めて、経済建設常任委員会としても、今後も注視していただければというふうに思います。終わります。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 陳情第11号、上天草港湾施設の係留管設置の陳情についてということで、いろいろ議論されておりますけど、この中で、この堤防が、船舶の係留に伴う牽引力を考慮されていないという、そこは、何か書類か何かあつとですか。考慮されていないという。

○議長（園田 一博君） 北垣議員、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果についてのみ、許可するとなりますので、ご理解ください。

○11番（北垣 潮君） これは、審査結果でこうなつとるじゃなかですか。審査結果でこうなっています。それから、地元のこの陳情された方々に対して、自分たちで設置すればいいということで、陳情された方々は、それを買えば幾らぐらいするとだろかというので、今、

自分たちで付けようということが進められておりますけど。でも、この内容ば見れば、係船環をつけた場合の力がないとここに書いてありますけど、これはおかしいんじゃないですか。このこの中でですね。守るためにしててあつとがですね、この港が何でできたかば知らっさんとじゃなかですか。

○議長（園田 一博君） それは、委員会には、関係ありません。

○11番（北垣 潮君） 関係なかことのあつですか。ここもお願いしとらすとに、こがんとばしよるけんですね、若い人はみんなよそに出てしまうとですよ。若い人たちの声ば聞かんでどがんするですか。

○議長（園田 一博君） 発言を止めます。

○11番（北垣 潮君） 暫時休憩してください。

○議長（園田 一博君） 継続します。ほかに。ただいま、北垣潮議員から、暫時休憩の申し出がありました。いかがいたしますか。

○12番（島田 光久君） 休憩するたい。

○6番（宮下 昌子君） 休憩して

○12番（島田 光久君） 休憩してした方がよかよ。

○7番（高橋 健君） 継続でお願いします。

○議長（園田 一博君） 継続に賛成の方。

○14番（桑原 千知君） 立たんばんと。

○議長（園田 一博君） 挙手で。

○10番（田中 万里君） 何のための暫時休憩かも示してなかじゃなかですか。

○議長（園田 一博君） 休憩に賛成の方。継続の賛成議員が多数でございます。よって、委員会、経済委員会を継続いたします。報告を再開します。

北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） じゃあですね、この陳情された方々に対して、自分たちで係船環を付けて言われたのは、なぜですか。委員長が言われたということですので。

○議長（園田 一博君） 質疑は受け付けません。

○14番（桑原 千知君） 議長、いいですか。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） よかと、質問してよかと、かわっていいんですか。

○議長（園田 一博君） まだ、もう1回、

○11番（北垣 潮君） いや、質問したけん、答弁を。

○議長（園田 一博君） 再度、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果についてのみ許可となりますので、

○11番（北垣 潮君） だけん、審査結果ば聞きよるじゃなかですか。

○議長（園田 一博君） お願いします。

○11番（北垣 潮君） ここに書いてあることば聞きよるとですよ。審査結果ばここに書いてある。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 北垣さんの質疑でございますけれども、委員会の中ではですね、いろいろな過去についている係船環と、今つけられんとの整合性はどこにあるとかとか、そういった質疑はありました。合併後は、新しいそういった堤防の外郭施設に係船環をつけたことはないというような答弁でございましたので、また、先ほど、北垣議員は言われましたけれども、委員会の中で、自由に付けていいですよとかといった議論とかは全然されていませんし、そのことについては、ちょっと的が違うんじゃないかなと思いますけど。

○11番（北垣 潮君） いや、直接言われたということやったけんですね。漁民の人達も言われた。係船環を探しよるて。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 委員会の内容については以上です。

○議長（園田 一博君） 3回目です。北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） ここの中に書いてあることについて、委員長報告についてあつとに質問しよつとですけん。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。3回目です。

○11番（北垣 潮君） はい。わかりました。ここの中に、棧橋とか物揚場やら浮棧橋などの係留施設を防護する目的で書いてあつとですけど、この港ができた時の経緯とかを知らっさんとでしょ。船を守るためにつくられたですよ。ここが抜けとるけんおかしくなつとです。合併前やけん、皆さん知らっさんでしょうけど、この砂浜に船があるから、ちょっと波が来れば危ないということで作られたんだけん、その辺はもうちょっと考慮してほしいと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 私は、先ほど、北垣議員と宮下議員が言われた加工場の件でお尋ねします。

これの、今、議論された経緯を委員長が報告の中で、今見ておりますけど、結論を言えば、機能は維持しつつ、今の規模的な部分は別としてですね。対応されるというような説明がありましたけど、私はこれはですね、思いとして、その辺の話が出なかったかということを知りたいんですけど。この加工場建設に当たっては、多分その当時は市長が議長だったと思います。私は賛同した1人としてですね。そのときに一番印象に残ったやつが、行政で開発をする機関をつくるということをするのは、本当に大きな決断じゃなかったろうかと思えます。何を言いたいかと言えば、この加工場そのものが、新しく製品ですね。生んだり、そのブランド的な部分を上天草独自にそれを利用してするということでした加工場でございますから、私は、文言としてですね。さんば一るの改良が何とか、倉庫が何とかというような話の議論ではないと思うんですよ。

それは、開発をつくったからといって半年、1年でできない部分がある中で、これは長期的

なスパンで考える部分でつくったのが、当初からのこの加工場に対しての思いだったと思うんですよ。だから、私は、議会が終わったあとに、経済振興部長に、もうちょっとあんたは自信持って言わんかというようなことを申し上げに行ったんですよ。これとこれが開発する今あるところでありましたよということを、はっきり言わんことには、場所の狭いとか、そういった議論ばすればですね。今から先、どういう人が出るかわからんわけですよ。若い子供たちが、本当にその場所を市が支援してこういう形をつくりましますからということであればですね。それは、ひょこつと製品が、ヒット商品ができる可能性もありますので、やはり外に出す場合は、そういった大きな部分を発信する中でせんことには、この加工場そのものの存在というのがですね、薄れていくような気がしてならなかったわけですよ。だから、そういったことを議論をしてくれんかというようなことで、私は委員の人に言うたことがありますので、その辺のところは、似たような話をされたかもしれませんが、何のためにつくったかというその目的の部分をですね。明確にわかるようにしていただくようにですね。そういった議論がなされれば良かったんだがなと思ったんですけど、いかがですか。その辺の、委員長の見解は。

○議長（園田 一博君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 桑原議員もブランド推進協議会の中の一員としてですね。私もずっと開設当初から携わってきた人間として、非常に加工品開発については、加工場は一定の成果が出ていたものだと思っております。開設当初は、つくった商品を開発して、その販売とか、そういったところまでちょっと当初の目的にはあったようなんですけども、そこがちょっとだんだん行政がすることとかけ離れてきたというところが、今回の一番の理由じゃないかなと思っております。引き続き、開発のほうは、今、ふるさと納税の返礼品とか、そういった部分では非常になくはない分野でございますので、委員会としても、執行部に対しては、その辺は、機能を維持するように働きかけながらですね。やっていきたいということは申しておりますので、その辺については、もう間違いないんじゃないかなと思っております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 今、委員長の話を聞いて安心しました。いずれにしても、これは、将来を見据えた中での話を、ちゃんと今言ったようにしていただいでですね。ここまで行政が携わった中での話であれば、もっと今委員長が言われる角度を変えた中でですね。この施設を有効に使えるような方向でしていただくように、議論していただければと思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、経済建設常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第81号、上天草市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第82号、上天草市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第83号、上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第84号、上天草市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第95号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 陳情第11号、上天草港湾施設の係船環設置の陳情についてを採決い

たします。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立少数です。したがって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

○11番（北垣 潮君） わかりにくかもん。賛成か反対かて言えば。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第85号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件を議題といたします。文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る12月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第85号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、現在勤務している給食調理員はどうなるのか。また、給食搬送は誰が行うのかという質問があり、執行部から、今回の学校給食調理場施設の統廃合により、2名程度の給食調理員を削減することになる。また、給食の搬送については、搬送を専門とする職員を雇用する予定であり、シルバー人材センターへ業務委託する方向で検討していると答弁がありました。また、委員から、学校給食調理場施設の統廃合について、大規模であり、全体計画は作成しているのか。また、進捗状況については、常任委員会だけでなく、議会全体に報告する考えはないかという質問があり、執行部から、現在のところ、学校給食の整備構想として内部向け資料はあるが、計画の全体を示したものはない。今後は、見直しを行った上で、新たに全体計画を策定し、議会へも情報を提供していくと答弁がありました。本案につきましては、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号、意見書の提出についての陳情でございますが、委員から、陳情内容と同様に、本市でも同じような教育環境を取り巻く課題があり、意見書の要望事項である教職員の定数改善や、財源の拡充等は本市の課題解決にもつながると考えられることから、採択すべきとの意見があり、起立採決の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

次に、執行部から、報告事項として、上天草市プレミアム付商品券事業について、上天草市史編さんの期間及び発行計画の変更について報告がありました。なお、委員会に先立ち、執行部か

ら上共同調理場設置事業に係る設計業務委託のための予備費充用についての説明があり、内容について協議確認を行いました。執行部からの説明を受け、質疑後、今回の案件は、予算の議決権を持つ議会の権限を軽んじたものであり、今後、手続上、このようなことがないようにと指摘した上で、予備費充用内容を確認しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第85号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 陳情第10号、意見書の提出についての陳情を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

日程第4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第86号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）、ほか7件を議題といたします。

予算決算常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第86号から議案第92号及び議案第94号の8議案について、去る12月16日に予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第86号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、各分科会会長から、次のような審議内容が報告されました。県立高等学校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金について、委員から、対象は龍ヶ岳町大道赤崎地区及び松島町教良木地区を始点とする路線バス運行に対する補助であるのかと質疑があり、これに対し、執行部から、御指摘のとおり、当該区を始点に上天草高校を經由し、さんば一を終点とした二つの路線の運行に係る赤字欠損に対する補助金を、県が支援するものであると答弁がありました。また、委員から、当該路線を利用している上天草高校の生徒数は何人であるかと質疑があり、これに対し、執行部から、大道赤崎方面から30名、教良木方面から17名、松島停留所以降から乗車する生徒もあわせ、合計63名が利用していると答弁がありました。

また、このほかに、消防施設整備事業に係る自動車損害賠償責任保険料及び阿村出張所改修工事についての確認事項等の質疑がありました。

また、農業廃プラ処理費負担金について、委員から、処理費については、市とJAあまくさが半分ずつ負担しているが、一般の方は対象となるのか。また、JAあまくさの組合員であれば、准組合員でも対象となるのかと質疑があり、これに対し、執行部から、処理費の負担については、市が1キログラム当たり5円、JAあまくさが1キログラム当たり5円、残りは農業者の負担になる。対象者については、農業用ということで、JAあまくさの組合員の方が対象であり、准組合員までが対象となると答弁がありました。

また、分科会会長報告を受け、農林水産物加工品開発研究センター修繕費について、本会議の質疑の中で、129万円の詳細を分科会でも審議してほしい旨を伝えていたが、どのような議論があったのかと質疑があり、これに対し、分科会会長からは、常任委員会に付託された議案第83号の審査において、本会議で質疑があった内容も含め、十分議論が尽くされたため、分科会においては、議案第86号の審査での議論はなかったとの答弁がありました。

また、委員から、いじめ問題アドバイザー報酬について、補正の理由が想定より相談件数が多くなったとのことだが、市内でいじめ問題が多くなっているということかと質疑があり、これに対し、執行部から、市内でのいじめ件数が増加しているということではなく、アドバイザーの相談内容を、いじめ問題だけでなく、不登校等も含めたさまざまな内容の相談に応じることとし

たため、当初予算要求時の想定に比べ多くなったと答弁がありました。

また、委員から、小学校の学校管理費、需用費の消耗品524万2,000円について、指導用デジタル教科書の購入費用であり、算数と社会の2教科とのことだが、その他の教科は必要ないのか。また、今後、同様の費用が追加されることがあるのかと質疑があり、執行部からは、学校現場からの要望により2教科を選定した。今回の補正と同様の指導用デジタル教科書の費用は、次回の教科書選定まで発生しないと答弁がありました。

また、委員から、新大矢野図書館等整備基本設計業務委託料について、基本設計のための業務委託とのことだが、実際に、今回の業務委託で、どのレベルまでの設計を行うのかと質疑があり、これに対し、執行部から、基本設計では、建物全体等の設計を行い、その後、基本設計をもとに詳細な実施設計を行う予定であると答弁がありました。また、その他の意見として、市民に対し、ホームページ等を使って事業に関する情報提供を行ってほしい等の意見がありました。また、これらの分科会会長報告を受け、委員から、新大矢野図書館等整備基本計画設計業務委託料について、インターネット検索等、時代に対応した機能を備えてほしい等の議論があったのかという質疑があり、これに対し、分科会長からは、インターネットによる図書検索機能についてのみ議論があったと答弁がありました。このような審査を経まして、起立採決により賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号から議案第88号についてでございますが、慎重に審査をしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、斎場備品購入費について、委員から、告別室用の祭壇など、施設の運用に必要不可欠なものであり、当初予算に計上すべきではなかったのかと質疑があり、これに対し、執行部から、当初予算の編成時には実施設計を行っていたため、未確定な部分が多かった。今回、詳細が確定したため、補正予算として計上したものであると答弁がありました。このような審査を経まして、本議案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案90号から議案第91号についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、委員から収入支出の両項目について、補正理由の説明が手術検査と示してあるが、その詳細はどのようなものかと質疑があり、これに対し、執行部から、循環器科の手術と検査の回数の増加したためと答弁がありました。また、補正するという事は、例年になく患者が多かったということかという質疑があり、循環器科の医師2名体制となったことから、受け入れの対応が可能となったと答弁がありました。このような審査を経まして、本議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、慎重に審査をしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決

定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） これから、予算決算常任委員会に付託しました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第86号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第87号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第88号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第89号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第90号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第91号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第92号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第94号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 発議第9号 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源措置に関する意見書の提出について

○議長（園田 一博君） 日程第5、発議第9号、教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源措置に関する意見書の提出についてを議題とします。本案について、提案理由及び意見書の説明を求めます。

4番、田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 発議第9号、教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規

定により提出するものです。

提出者は、文教厚生常任委員長、田中辰夫です。意見書を読み上げます。

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。その中で、我が国の学校教育があげてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。地方自治体が、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など、教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、教育の機会均等と、教育水準の維持向上が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において、財源が確実に保障される必要がある。国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の処置を講じられるよう強く要望する。

一つ、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など、教職員の定数改善を推進すること。二つ、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、所要の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年12月19日、上天草市議会議長園田一博。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び意見書の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。発議第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議員派遣の件について

○議長（園田 一博君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

本案は、会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。よって、変更する場合には、本職に一任することに決定いたしました。

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年（平成31年）第5回上天草市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時34分